

赤間駅南口第1・第2自転車駐車場利用案内・利用規約

- 1 利用対象 自転車及び125ccまでのバイク
また、スタンドのないものや車体規格が施設や設備などに適合しないものは、利用をお断りします。
- 2 利用日 休場日 なし。
ただし、台風などの悪天候時や施設管理者の都合により、供用を休止することがあります。
- 3 利用時間 24時間。

4 利用料金

利用の種類		利用期間	自転車	ミニバイク
定期利用	学生	1ヶ月	310円	520円
		3ヶ月	730円	1460円
		6ヶ月	1360円	2510円
	一般	1ヶ月	620円	1040円
		3ヶ月	1670円	2820円
		6ヶ月	3030円	5020円
一時利用		1日(1回)	50円	100円

定期利用受付

発 売 日 年中無休
発売時間 午前9時から午後9時
場 所 南口第2自転車駐車場 事務室窓口

5 利用方法

- (1) 定期券は、ICカードとなっています。
- (2) 一時利用の方は、入場の際に発売機から駐車券をお取りください。
料金は退場時に、精算機で精算してください。
定期利用の方は、入場の際に発券機、退場の際に読取機に定期券をかざしてください。
- (3) 定期券は、南口第2自転車駐車場の事務室受付にお申し出ください。
- (4) 定期券は、南口第1、南口第2自転車駐車場及び北口第1、北口第2自転車駐車場でもご利用できます。
- (5) 定期券更新の方は、期限内の更新を厳守してください。
なお、期限切れの場合は、お求めの日からの利用となります。
- (6) 学生定期券は、学生証の提示が必要です。
- (7) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は生活保護世帯の方は、手帳又は証明書を示されると、定期券のみ料金が半額免除になります。
- (8) 料金未納は、無許可使用となります。
この場合、車体に施錠して、超過日数分の一時利用料金を徴収します。
また、料金未納期間が2週間を超えた場合は、場外に移動して、超過料金と移動に要した費用を併せて徴収します。

6 券の取扱い方法

- (1) 駐車券・定期券は紛失されないようご注意ください。
- (2) 駐車券は、折り曲げたり、磁気に近づけないでください。機械での確認が出来なくなります。
- (3) 定期券は、常時携帯してください。また、駐車証は車体後部の見易い箇所に貼付してください。
- (4) 駐車券・定期券の貸借、転売はできません。判明した場合は、券を無効とし利用をお断りします。

7 券の再発行

- (1) 一時利用券は、破損したときは再発行に応じますが、紛失した場合には応じません。
- (2) 定期券又は駐車証を紛失若しくは破損したときは、必ず、再発行を受けてください。
- (3) 再発行は、第2自転車駐車場の事務室受付で、印鑑、定期券、駐車証(紛失を除く)一時利用券(駐車券)が必要です。

8 利用料金の払戻し

利用料金の払戻しはできません。定期利用の方は利用期限にご注意ください。

9 遵守事項

- (1) 当自転車駐車場は、駐車を提供するための施設であり、自転車等を預かったり保管したりする施設ではありません。

盗難等の被害を未然に防止するため、次の防犯措置を講じてください。

- (ア) 二重施錠（チェーン錠やワイヤー錠など、強固な錠をお勧めします。）
(イ) 防犯登録（登録番号は控えておくことをお勧めします。）

未登録の方は、購入されたお店又は交番に申請してください。

また、車体への記名（住所・氏名・電話番号等）もお勧めします。

なお、無施錠の自転車等に対しては、錠の提供などは一切行いません。

- (2) 場内では、必ず管理員の指示に従ってください。
(3) 利用者以外の方の場内への立入りはお断りします。
(4) 車体以外の物品等（貴重品、荷物等）は、置かないでください。
(5) 管理員から定期券又は一時利用券の提示を求められたときは、必ず、提示に応じてください。
(6) 整理の都合上、駐車位置を移動させる場合がありますのであらかじめご了承ください。
(7) その他、利用上不明な点については、管理員にお尋ねください。

10 管理責任

場内で発生する盗難等の事故について責任は一切負いませんので十分ご注意ください。

1.1 禁止行為

場内では、次の行為は禁止します。違反した場合は利用をお断り、損害を与えた場合は賠償を請求します。

なお、このことによる不利益については、一切責任を負いません。

- (1) 故意に他の利用者や管理員に迷惑や損害を与える行為
(2) 爆発物等の危険物又は悪臭を発生する物品等の持込行為
(3) 物品販売等の営業行為
(4) チラシ等の配布行為又は勧誘行為
(5) 故意に施設・設備等を汚損、滅失、破損する行為
(6) 喫煙行為又は飲酒行為
(7) 管理員の再三の指示に従わない行為
(8) その他、管理に支障となる行為

※ JR赤間駅南口周辺地区は、「宗像市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、「自転車等放置禁止区域」に指定していますので、自転車等の放置はしないでください。

赤間駅南口第2自転車駐車場

TEL 0940-35-4433

施設管理者	宗 像 市
指定管理者	(公社) 宗像市シルバー人材センター

(令和2年12月24日改定)

赤間駅北口自転車等駐車場利用案内・利用規約

- 1 利用対象 自転車及び原動機付自転車
ただし、スタンドのないものや車体規格が施設や設備などに適合しないものは、利用をお断りします。
- 2 利用日 休場日 なし。
ただし、台風などの悪天候時や施設管理者の都合により、供用を休止することがあります。
- 3 利用時間 24時間。
- 4 利用料金

利用の種類		利用期間	自転車	ミニバイク
定期利用	学生	1ヶ月	310円	520円
		3ヶ月	730円	1460円
		6ヶ月	1360円	2510円
	一般	1ヶ月	620円	1040円
		3ヶ月	1670円	2820円
		6ヶ月	3030円	5020円
一時利用		1日(1回)	50円	100円

定期利用受付

発 売 日 年中無休
発売時間 午前9時から午後9時
場 所 北口第1自転車等駐車場 事務室窓口

5 利用方法

- (9) 定期券は、ICカードとなっています。
- (10) 一時利用の方は、入場の際に発売機から駐車券をお取りください。
料金は退場時に、精算機で精算してください。
定期利用の方は、入場の際に発券機、退場の際に読取機に定期券をかざしてください。
- (11) 定期券は、第1自転車駐車場の事務室受付にお申し出ください。
- (12) 定期券は、北口第1、北口第2自転車駐車場及び南口第1・南口第2自転車駐車場でもご利用できます。
- (13) 定期券更新の方は、期限内の更新を厳守してください。
なお、期限切れの場合は、お求めの日からの利用となります。
- (14) 学生定期券は、学生証の提示が必要です。
- (15) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は生活保護世帯の方は、手帳又は証明書を示されると、定期券のみ料金が半額免除になります。
- (16) 料金未納は、無許可使用となります。
この場合、車体に施錠して、超過日数分の一時利用料金を徴収します。
また、料金未納期間が2週間を超えた場合は、場外に移動して、超過料金と移動に要した費用を併せて徴収します。

6 券の取扱い方法

- (5) 駐車券・定期券は紛失されないようご注意ください。
- (6) 駐車券は、折り曲げたり、磁気に近づけないでください。機械での確認が出来なくなります。
- (7) 定期券は、常時携帯してください。また、駐車証は車体後部の見易い箇所に貼付してください。
- (8) 駐車券・定期券の貸借、転売はできません。判明した場合は、券を無効とし利用をお断りします。

7 券の再発行

- (4) 一時利用券(駐車券)を破損したときは再発行に応じますが、紛失した場合には応じません。
- (5) 定期券又は駐車証を紛失若しくは破損したときは、必ず、再発行を受けてください。
- (6) 再発行は、第1自転車等駐車場の事務室受付で、印鑑、定期券、駐車証(紛失を除く)一時利用券(駐車券)が必要です。

8 利用料金の払戻し

利用料金の払戻しはできません。定期利用の方は利用期限にご注意ください。

9 遵守事項

- (8) 当自転車駐車場は、駐車場所を提供する施設であり、自転車等を預かったり保管したりする施設ではありません。

盗難等の被害を未然に防止するため、次の防犯措置を講じてください。

(ア) 二重施錠（チェーン錠やワイヤー錠など、強固な錠をお勧めします。）

(イ) 防犯登録（登録番号は控えておくことをお勧めします。）

未登録の方は、購入されたお店又は交番に申請してください。

また、車体への記名（住所・氏名・電話番号等）もお勧めします。

なお、無施錠の自転車等に対しては、錠の提供などは一切行いません。

- (9) 場内では、必ず管理員の指示に従ってください。

- (10) 利用者以外の方の場内への立入りはお断りします。

- (11) 車体以外の物品等（貴重品、荷物等）は、置かないでください。

- (12) 管理員から定期券又は一時利用券の提示を求められたときは、必ず、提示に応じてください。

- (13) 整理の都合上、駐車位置を移動させる場合がありますのであらかじめご了承ください。

- (14) その他、利用上不明な点については、管理員にお尋ねください。

10 管理責任

場内で発生する盗難等の事故について責任は一切負いませんので十分ご注意ください。

11 禁止行為

場内では、次の行為は禁止します。違反した場合は利用をお断り、損害を与えた場合は賠償を請求します。

なお、このことによる不利益については、一切責任を負いません。

- (9) 故意に他の利用者や管理員に迷惑や損害を与える行為

- (10) 爆発物等の危険物又は悪臭を発する物品等の持込行為

- (11) 物品販売等の営業行為

- (12) チラシ等の配布行為又は勧誘行為

- (13) 故意に施設・設備等を汚損、滅失、破損する行為

- (14) 喫煙行為又は飲酒行為

- (15) 管理員の再三の指示に従わない行為

- (16) その他、管理に支障となる行為

※ JR赤間駅北口・南口周辺地区は、「宗像市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、「自転車等放置禁止区域」に指定していますので、自転車等の放置はしないでください。

赤間駅北口第1自転車等駐車場

TEL 0940-33-8898

施設管理者	宗 像 市
指定管理者	(公社) 宗像市シルバー人材センター

(令和2年12月24日改定)